

農家経済における公共的費用の負担能力

に関する一試論

—農業公共的費用の負担能力指標の設定について—

西 頭 徳 三

1 は じ め に

今日、公共財・サービスの費用負担増に対して、農家経済はもとより一般家計経済の「負担能力 (Ability to pay)」の低下が指摘されている。しかしこの「負担能力」は必ずしも統一的な指標によって把握されたものではなく、各論者それぞれの指標を用いて計測しているのが実情である。また「負担能力」の把握対象である負担内容も、一般租税に限定するものから受益者負担金、税外負担、公共料金など租税と性質を異にする負担までを含むものなど、その範囲は定かでない。

一般に便益の帰属の不明確な負担内容は、能力説の立場からその「負担能力」に応じて各経済主体に配分される。その際、その「負担能力」をどのような指標で計測するか、さらにその計測された「負担能力」を用いて負担金をどのように配分するか(累進的配分か、比例的配分か)という二つの問題が生じる。一方、便益の帰属が比較的明確な負担内容は原則として利益説の立場からその受益の程度に応じて経済主体に配分される。しかしその際、「負担能力」をどの程度考慮すべきかという第三の問題点が生じてくる。本稿は、「負担能力」低下の問題に関して間接的であるが、とくに最も重要な第一の問題点——農業生産における公共的費用の「負担能力」指標設定——について考察する。まず次節では、農家経済をめぐる種々な負担内容の性格を検討し、それらを分類して、本稿で取扱う負担内容の範囲を限定する。さらに第三節では、「負担能力」概念一般に関する学説の検討を基礎に、農家経済の場合における「負担能力」の位置づけを行なう。そして最後の第四節では、本稿の主目的である計測可能な具体的・個別的「負担能力」指標の呈示を試みる。しかし、「負担能力」概念それ自体の定義はいまなお今日の課題であるが、農家経済における「負担能力」の計測は重要な問題であり、これまでに蓄積された理論的基礎を十分踏まえて、実用的方法を示す必要があると思われる。本稿はその意味で一試論とも言うべきものである。

2 農家経済における各種負担内容の性格とその分類

農家負担の種類は多い。一般に農家の場合に限らず負担と呼ばれるものは、所得税を中心と

する直接税、経済的消費という事実¹⁾に課せられる間接税など一般租税を指していう。しかし、負担内容を広義に解して公共事業と特定の関係にあるものに課せられる受益者負担金、国鉄運賃など公共料金、公共施設の使用料、手数料までも含めて考えられることも多い。とくに農家の場合、以上の負担内容に加えて、市町村寄附金、部落協議費などの税外負担²⁾、各種産業団体費、祭礼法要など社寺寄附金までを負担の範囲に含めて考えられている³⁾。それゆえ「負担能力」の考察において、対象となる負担内容とはいかなる範囲のものをいうかが、まず問題となる。

だが負担内容の検討に入るに先だち、「負担を課すもの＝収納主体」と「負担を義務づけられるもの＝負担主体」、「負担対象の物体又は事実＝負担客体」との相互関係ならびに定義を明確にしておく必要がある。なぜなら負担内容の性格の決定はこれら三者の相互関係に強く依存し、そしてその性格から負担内容の範囲が決まるからである。すなわち本稿での収納主体とは農家経済における一般租税を含むすべての負担の収納権者であり、租税における課税主体(課税権者)より広義のものを指す。また負担主体とはそれら収納に対する負担義務者をいい、同様に租税の場合の納税義務者(租税主体)⁴⁾より広義のものを指している。そして負担客体とは負担の直接対象となる経済的物体又は経済的事実をいうが、これまた当然に定義の範囲は租税の課税客体(租税客体)より広い。すなわちこれら三者は一般租税のそれより広義であり、従って負担内容の範囲を一般租税以外のものも含めて考えることを意図したものである。

では各負担内容の性格はこれら三者のどのような関連で決定されるだろうか。負担の最も基本的特色は収納の際の強制性と反対給付便益の帰属の不明確性⁵⁾にあるとされている。この特色は租税(直接税)に最も顕著にみられ、担税者は便益の帰属が不明確であるため徴収の強制的側面のみを感じる。それゆえこの特色も負担現象を包括的(感覚的)に表現したものに過ぎない。A. Smith 的にいえば、納税者は「一般的利益」のために貢納するが、「一般的利益」を購入するものではない、という負担現象一般を言い換えたに過ぎない。それゆえ負担内容の性格は個別農家経済と経済社会(資本主義社会)との相互関係を基礎に考察される必要があろう。換言すれば、政府、各種団体など収納主体と負担主体・農家との経済的、制度的相互関係のなかで、負担内容の性格は解明されねばならない。

現代の財政体系では、収納主体は負担主体に対して公共財(集合財)を供給し、負担主体はその費用をまかなうため、その対価としての負担金を徴収される。その意味で基本的には、公共財と私的財との差異はない。しかし、私的財と大きく異なる点は負担主体への公共財の便益が Smith のいう不明確な「一般的利益」であり⁶⁾、その帰属が不可分であるためいわゆる free rider (ただり)の出現を許し、公共財供給機能維持のため対価の支払いという次元で強制が入り込まざるを得ないことにある。それゆえ基本的特色である強制性は収納主体(供給者)側と負担主体(需要者)側との二つの特色に分けられよう。

収納主体側の特色とはそれらが供給する公共財の性格に他ならない。その性格は、いまだ一般的に承認された定義を得るに至っていないが⁹⁾、大よそ①不可分性と②消費の外部経済（消費の正の外部効果）にあるといえる⁹⁾。すなわち、①公共財の不可分性とは個人への便益の帰属が不可分であり、それゆえその便益の計測も不可能なことである。その性格はまた供給者にとって、その便益から需要者を排除しえない（非排除性）という側面をもち、他方需要者にとっても数量を自由に選択できず（非選択性）、他の需要者と競合しない（非競合性）という側面をもっている。すなわち不可分性は費用——便益の対応が私的財に比較して不明確であるため、強制的徴収に結びつく。しかし②消費の外部経済は不可分性よりもさらに強制的徴収を必要とする。②の性格は純粋な公共財（放送サービス等）ほど広い範囲の全需要者が同量の便益を享受することができ、①不可分性と相俟って、便益の範囲が拡大すればするほど free rider の出現が可能なことを示している。結局、この①②の公共財の性格は程度の差はあるとしても、費用負担の次元で何らかの強制的権限を行使せざるを得ない側面と結びつく。しかし、いま負担問題の対象とする公共財は、純粋な財のみならず、①②の性格にある程度私的財の性格が混入した準公共財（混合財）を含むものである。それゆえその強制的程度もその公共財の性格の差異によって変化してくる。

次に負担主体側の特色はそれら公共財に対する欲求の程度、選好度に求めることができる。欲求の程度は当然、公共財の性格によって相対的に決定するが、需要者側から公共財を大よそ三つの範疇に分けることができる。第一はほぼ私的財と同様に自由に選択、消費できる財すなわち消費に対する選好度の高い財。第二は、その消費の選択は自由だが、一度その態度を決定した後は消費を義務づけられる財（負担を義務づけられる財）、すなわち消費に対する任意性の働く財。最後は、その消費に対する意思がなくとも負担が法的に定められている財、すなわち強制的に消費させられる財である。この負担主体側の特色も、その消費に対する選好度が小さくなるにつれて、強制的割合が大きくならざるを得ない側面をもっている。

第1表は以上の考察を基礎に農家経済の具体的負担内容の性格を吟味し、分類したものである。冒頭に述べた如く、農家負担の種類は多く、それらの負担は農家経済に何らかの便益をもたらす公共財（広義）に対する費用である。まず便益の範囲が問題となる。②の消費の正の外部効果は需要者の集合であるマクロ的市場範囲での外部経済と同様に、個別農家経済内部のミクロ的範囲での外部経済の問題としてとらえることもできる。今、二、三の生産部門からなる農業経営と兼業（賃金所得のみ得る）によって構成される最も典型的な農家経済を想定して論を進めよう。便益の範囲は農家経済全体に及ぶもの、農業経営全体に及ぶもの、そして一生産部門のみに限定されるものの三つに分けられよう。便益の「結果」はそれぞれ具体的に農家所得、農業所得、部門所得として把握されよう（横軸表示）。これに対して①の消費の不可分性は需要者側からみればその財の選好度と一致する。不可分性はその程度によって不可分、半

第1表 主な農家負担内容の分類

強制性大 →

強制	不可分	生産部門の直接税 (c _I)	農業生産の直接税 農民協議会費 (b _I)	所得税など一般直接税、部 落協議会費、社会保険負担 (a _I)	↑ 強制性大
任意	半可分	専門農協など産業団体費、 特定部門土地改良事業受益 者負担金 (c _{II})	総合農協など産業団体費、 農業用水利費、土地改良受 益者負担金 (b _{II})	市町村寄附、学校寄附、社 寺寄附、下水道受益者負担 金 (a _{II})	
選好	可分	部門生産財の間接税、稲作 機械組合などの料金、使用 料 (c _{III})	農業用生産財の間接税、生 産組合の料金、使用料 (b _{III})	消費財などの間接税、公共 料金、公共施設使用料、手 数料 (a _{III})	
選好性 (需要性)	不可分性 (供給性)	生産部門内 (部門所得)	農業経営全体 (農業所得)	農家全体 (農家所得)	
便 益 の 範 囲 (消費の外部経済)					

注. この表は2, 3の生産部門をもつ農業経営と兼業からなる典型的な農家経済を想定している。

可分, 可分に, 選好性は同じく強制, 任意, 選好の三つに分けられる (縦軸表示)。

主な負担内容について若干説明を加えるならば, 一般直接税はたとえば国防による便益のごとく不可分性が大きく, 便益の範囲もある生産部門に限定できず, 農家経済全体に及ぶものである。それゆえ, このような純粋な公共財への負担はボックス・ダイアグラム形式で最も右上に分類され, その範囲の負担内容の合計を a_I と示すことができよう。とくに部落協議会費は法的強制を伴うものではないが, サービスの性格が純粋公共財に類似しているのと同じ範囲 a_I に入れられる。また, 市町村, 社寺などへの寄附は強制徴収というよりもむしろ任意性が大きいので別の範囲 a_{II} に入れられよう。それに対して, 稲作機械組合の利用料金などは私的財の費用とあまり変わらず可分的便益をもたらす, 便益の範囲も一生産部門に限定されるので, 第1表の最も左下の c_{III} に分類される。準公共財の負担はこれら極端な負担の中間領域 b_{II} などに分類される。しかし, 公共財の性格にみられたごとく, 現実の負担内容は必ずしも一意的に分類できず, 分類指標として「不可分性」を補完するために「選好度」を用いるなど種々な方法によらなければならない。

負担内容の分類に次いで, その取扱い範囲が重要となる。その範囲の限定は, 負担とはどの程度強制力のある負担をいうのかの定義によって, また金銭的給付として明確に把握できるかによって可能となる。まず後者の基準から, a_{III}, b_{III}, c_{III} における消費財, 生産財に付随する間接税は農家経済にとって明確に把握できないことによって負担の範囲から除外される。私的財に類似する公共財に対する負担は, 金銭的給付として把握できるが, 消費における個人の選

好性が大きく便益が可分的であり、強制力がほとんど働かないためにその範囲に含めるべきでなからう。それゆえ負担の取扱い範囲は第1表から $a_I, a_{II}, b_I, b_{II}, c_I, c_{II}$ の6範疇となり、 a_I, b_I などがそれぞれの範疇の負担合計額を示すとすれば、農家経済の全負担額は $a_I + a_{II} + b_I + b_{II} + c_I + c_{II}$ となる。

以上の負担内容の性格の考察、その分類と取扱い範囲の限定は本稿の「負担能力」概念理論の一つの重要な基礎を構成している。まず「負担能力」概念の考察に入ろう。

- 1) 舟場氏は税外負担の定義の曖昧さを指適し、部落協議会費等が本来の性格をはなれてその大部分を行政補完的なものにくわれていることを強調される。文献〔1〕を参照。
- 2) 農林省「農家の租税公課諸負担統計」は、その負担の範囲を広義に解する立場をとっている。
- 3) 一般に租税主体 (Subjection of taxation) は課税権の主体者 (国・県) をいう場合と租税給付義務者 (国民) をいう場合の二つの意義に解される。本稿は当然後者の場合である。参考文献〔2〕pp. 321~349 参照。
- 4) 井藤氏は「一般的利益」を利益の内容、意味、概念に雑多な解釈があるとして、「個別的利益」と対比する。すなわち「一般的利益」は公共給付が社会全体に与える利益であり、利益を個別的に決定するのが困難なもの (国防、外交等) であり、「個別的利益」は私的財に準ずる給付反対給付の可能なものとする。そして、租税論で用いる利益は後者の「個別的利益」に限定すべきであり、前者の「一般的利益」を含めてはならないとする。参考文献〔3〕〔4〕を参照。
- 5) 参考文献〔5〕を参照。
- 6) 参考文献〔6〕を参照。

3 農家経済における「負担能力」概念の基本的位置づけ

(1) 「負担能力」概念とその問題点

負担能力とは負担主体・農家にとっていかなるものであろうか。そもそも負担能力なる概念は国家財政の分野で発生し、常に国家経費調達に関する租税論の中心課題でもあった⁷⁾。それゆえ、「負担能力」概念は負担義務者・国民の租税に限定した支払能力を意味している。しかし、能力説を唱える多くの研究者の課題は、いかなる指標でそれを表示、計測するかにあった⁸⁾。以下、本稿の負担能力指標の考察に必要な範囲内でその主な問題点について述べたい。

第一の問題は、負担能力とは国民のいかなる能力を対象とするか、とすることである。それには負担主体の一般的経済力であるとするものと、租税の次元に結びつく支払能力であるとする二様の考え方がある。前者は経済主体の経済力を指し、具体的指標の定義では経済力を反映するものとして、消費、所得、資産などいろいろな要素があるが、特定の指標のみで経済力を代表させるのは困難であるとみている。そして所得の範囲を広くとり、基本的に税制上の所得 \equiv 稼得所得 (消費 + 貯蓄) + 被贈与金 + 期首に保有した財産権価値の増加分、と考える⁹⁾。すなわち負担能力は包括的所得と同一視され、財貨の生産力、増殖を含めて考えられている。これに対して、後者は「一つの経済をして租税給付を可能ならしめ、あるいは容易ならしめる経済

的要素の総体」(R. Mayer)であるとし、租税の側面から定義している¹⁰⁾。

要するに前者の立場は負担能力を経済主体の経済力の次元まで掘り下げ、直接それに結びつけて考えるものである。また後者は負担能力を租税次元で考えているが、あくまでもその経済力を前提としたものであり、その点で両者の立場は基本的に一致しよう。しかし前者は二つの負担主体の経済力が同一であるとき、その負担能力もはたして同一と考えられるかという問題に対して明確な解答をなし得ない。なぜなら負担現象は、個人的事情を考慮し、私的財の自由な交換と異なった一種の強制力を伴った現象であり、純粋な経済問題として考えられないものだからである。それゆえ、この問題の解答は負担現象の特色を踏まえ、負担能力を個別経済の中で統一的に把握したときにはじめて可能となる。しかし、これは次項で詳述されるのでここでは問題提起にとどめて、次の問題点に移ろう。

第二は、負担(租税)主体をミクロ的国民と考えるか、国民の集合であるマクロ的な単位で考えるか、の二つの立場である。本稿は当然前者とくに個別農家を対象としているが、後者の立場は派生的に「負担能力」概念の基本問題を呈示しているので重要である。すなわち後者の関心は国民からどれだけの租税を徴収できるか、逆に、国民はどれだけの残余があれば生産を維持するかどうかという点にある。初期的論稿では戦争継続能力と戦費調達の問題が中心となっている。第一次大戦についてこれを研究した H. A. Silverman¹¹⁾は一般に租税負担能力とは一国の所得より「其の国民の継続的な労働能力及び意思を保証しようとするために、国民に残して置かねばならない最低額」を控除したものとす。しかし、最低額はその国民の性格や時期その他経済的・非経済的概念である、とする。たとえば、非常(戦争)時にあっては政治的及び心理的条件によって「平常の場合に要求する所謂生活水準を削減する覚悟があるから」相対的に租税負担能力は大きくなる。その点では井藤氏¹²⁾も「租税の限界を決定する具体的要素として、(中略)種々な諸事情があり、租税の限界、納税能力は、これらのものの総合判断によって決定される」と述べ、「負担能力」概念を静態的でなく動態的問題として取扱うべきだとされる。また Hicks¹³⁾も「政府の使う金の限界」は「国民の生活維持に残しておかねばならぬ金」と「市民が所得のうち、いくばくを欲望の共同充足にあてる意向をもつか」によって決定されるとしている。これは民主主義のルールである討議と説得によって最終的に決定されるものとしている。要するに「負担能力」概念へのマクロ的接近は、直接には政策や租税負担の国際比較を目的としているが、最低生活費に関する基本的見解¹⁴⁾を生み出したといえよう。

最後の問題点は第1と第2の問題点を踏まえた具体的負担能力指標の呈示に関するものである。この問題点は本稿の目的と重複するので詳述を避け、最も一般的な見解を述べるにとどめよう。Hobson¹⁵⁾は「所得を労銀、利子、利潤、地代の四に別ち、各個の所得の種類に付いて、必要なる費用の部分と余剰 surplus の部分とを区別する」。そして負担能力は各所得からそれを産業に供給するための必要最小限費用を控除した残余部分、余剰であるとする。とくに地代

は供給のための費用がないのでほとんど余剰だとする。いわゆるこれらの見解は基本的にマクロ視点の「負担能力」概念と同一である。

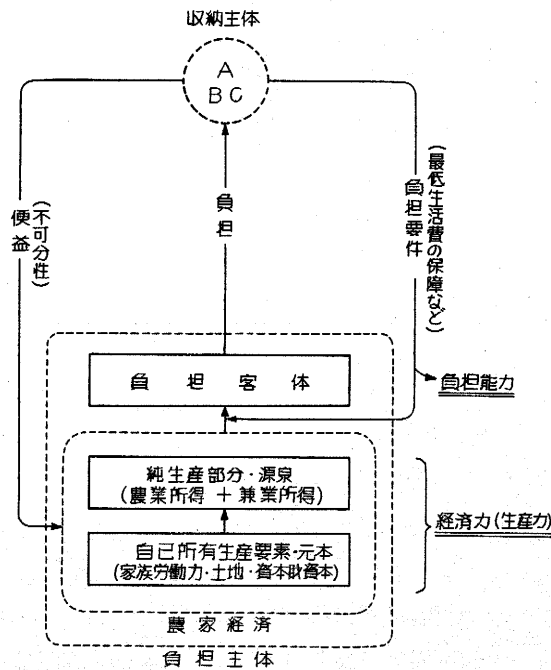
(2) 「負担能力」概念は農家経済においていかなる位置にあるか

本稿の目的は再言するまでもなく、「負担能力」概念を出来る限り負担主体である農家経済内で統一的に理解し、計測可能な指標を設定することにある。しかしここでは『「負担能力」概念とは一般的経済力をいうのか、租税次元の支払能力をいうのか』という第一の問題点に焦点を絞って考察しよう。

農家経済の目的は自己所有生産要素(経営要素)を農業経営と兼業とを問わず、最も効率的な利用機会に投入して、農業所得と兼業所得とを合わせた農家所得を最大にすることにある。これらの自己所有生産要素は具体的には所有資本と家族労働力であり、負担能力を生み出す元本となるものである。また純生産部分はストック量元本の或一定期間における経済活動の成果であり、新たに増殖された価値部分としてフロー量で把握される。この具体量としての所得は現実の負担の対象となるものであり、負担の源泉である。第1図は「負担能力」概念を農家経済の中で位置つけたものである。

ではこの源泉と負担客体とは負担という現実的な事象の中でいかなる関係にあるだろうか。

第1図 「負担能力」概念の位置づけ



負担客体とは先の定義にあった如く、負担の直接対象となる経済的物件又は事実であり、結論的に言えば、「負担能力」概念と具体的に結びつくものであり、源泉と同位でない。すなわち前節で詳述されたごとく、負担は私的財の交換と異なる強制的側面をもつ概念であり、収納主体と負担主体との何らかの合意から生じた結果的現象である。たとえば、租税負担は国民の選挙権行使による議会での合意（税法の制定）を前提とした法的徴収である。これは私的財への支払と負担との本質的に異なる点である。また負担内容の如何にかかわらず共通な特色である。それによって、収納主体は（広義の）制度的関係において決定せられた負担客体から一定額を強制的に徴収できるのである。またその関係において、負担主体は収納主体に対して負担の義務を負うのである。そしてこの制度的関係とは、当然負担主体間の諸事情——最低生活費の保障など負担要件を満たす個々の負担能力——を考慮し、負担客体を設定することを含んでおり、主体間に主従のタテの関係はなく基本的には独立・平等なものである。

それゆえ「負担能力」概念は負担客体に直接関連した概念であり、稼得された所得としての源泉と同位概念ではない。そこでこの源泉はあくまでも収納主体と負担主体との合意に達するための「素材」となるものであって、負担主体の単なる経済活動の成果に過ぎない。これはまた、生産過程からみると負担能力の上位（初期的）概念であり、経済社会にあっては、元本（資本）と共に負担主体の経済力（生産力）を示すものに他ならない。

さらに、負担客体と負担能力との関連は、先に見た如く基本的に、負担能力＝負担客体の経済的価値—最低生活費と考えられ、後者は前者の派生概念であることを示している。

以上の考察から「負担能力」概念は負担現象の特色——制度的合意で設定される具体的な負担客体概念によってその内容を与えられ、具体的経済指標として把握できる。制度的合意に達する際、負担客体となるものはその生産要素・元本の永続的維持を前提として、またその経済力の持続的発展を必須条件として決定されるものである。その具体的条件は最低生活の維持にある。また「負担能力」概念は第1図に明らかなごとく負担主体の農家経済の範疇に含まれず、負担客体と共に対称的位置にある。

しかし「負担能力」概念は、かく農家経済において理念的に位置づけられても、その具体的指標の設定は種々の負担要件と負担内容の性格、分類を考慮されないならばほとんど不可能である。以下節をあらためてそれらについて検討しよう。

- 7) 初源的考察者 A. Smith（国富論）に始まる学説の歴史的検討は財政学の分野での諸研究にゆずる。我が国の代表的研究として井藤氏〔7〕を挙げることができる。
- 8) 参考文献〔6〕を参照。
- 9) 代表的なものとして参考文献〔5〕の貝塚啓明「課税と公課」があげられる。
- 10) この立場の論究は多い。代表的な参考文献として〔8〕〔9〕が挙げられる。
- 11) 「租税負担能力とその限度」に関する研究として最も簡潔明瞭なものであり、参考文献〔10〕は高木氏の〔11〕に紹介されている。

- 12) 参考文献〔12〕pp. 59~71 参照。
- 13) 参考文献〔13〕参照。
- 14) 他にマクロ的接近を行ったものとして、参考文献〔14〕, Colin Clark〔15〕pp. 181~197 がある。
- 15) 参考文献〔8〕を参照。

4 負担能力指標設定への試み

これまで「負担能力」概念の位置付けと負担能力指標の基本的な考え方が与えられた。では、具体的農家経済の場面で計測可能な負担能力指標とはいかなるものであろうか。まだ最低生活費の問題は未検討であるが、その計測を前提として、まず農業公共的費用の負担を中心とした負担能力指標について考察しよう。

負担能力指標にとって、負担客体が明らかにならなければならない。農家経済における社会経済的意義の純生産部分は大きく農業経営で生みだされる純生産部分とその他兼業就業によって生みだされる純生産部分とに二分され、それぞれ農業所得、兼業所得として具体的に計測できる。「年間消費支出」「保有財産」など農家経済には負担客体の素材たりうるものは数多いが、ここでは「所得」を負担客体とし、負担能力を「所得」概念で表示する。また以下の「所得」は費用として各種負担金額を控除して算出される農業簿記上の「所得」ではなく、負担能力指標の対象となる負担額を控除しない「(負担未控除)所得」とも言うべきものである。それゆえ基本的に、農家の負担能力＝農家所得－農家の最低生活費、として示される。

しかし、本稿での農家の最低生活費とは、健康で文化的な標準生活を維持しうるいわゆる標準生活維持費（後述）を指し、これをその生産要素との関連でみると、家族労働力の維持費と農業資本（土地、資本財資本）の維持費とに分けられる。そして前式は次の如くなる。

$$\begin{aligned} \text{農家の負担能力} &= \text{農家所得} - (\text{家族労働力維持費} + \text{農業資本維持費}) \\ &= \{(\text{農業所得} - \text{農業資本維持費}) + \text{兼業所得}\} - \text{家族労働力維持費} \end{aligned}$$

ここで、家族労働力維持費を農業経営について考えない理由は、その費用は生産従事労働力のみならず老人子供を含む家族全員の労働力の再生産と生活資産維持を含む全生活の再生産費用であること、また農業経営への投下労働量が明確に把握しえないことなどによる。

次に負担能力指標にとって、負担客体「所得」の範囲が問題となろう。第1表では負担内容は反対給付としての公共財の便益の特質（不可分性と外部性）から分類された。それゆえ、個々の公共財（個々の負担）は農家経済に対して何らかの便益をもたらす、経済的成果としての所得を生みだすが、しかし個々の負担能力はその所得を個別的に明確に把握し得るときにのみ計測可能となる。たとえば稲作部門での負担は稲作所得として把握できるが、一般租税負担は農家所得として把握せざるを得ない。第1表の分類から a_i , a_{ii} の負担能力は農家所得の範囲で呈示され、 b_i , b_{ii} , c_i , c_{ii} のそれは、農業所得、部門所得の範囲で呈示される。

西頭徳三：農家経済における公共的費用の負担能力に関する一試論

いま負担能力を A 、(負担未控除) 農家所得を Y_I 、家族労働力維持費を L 、農業資本維持費を K で表わし、農業経営が負担すべき負担内容を $b(=b_I+b_{II})$ 、生産部門が負担すべき負担内容を $c(=c_I+c_{II})$ 、またそれら負担内容を所与とすれば、農家経済全体で負担すべき負担内容 $a(=a_I+a_{II})$ の負担能力 A_a は次式となる。

$$A_a \leq Y_I - (L + K + b + c)$$

さらに不可分性の大きい強制的な一般租税などの負担内容 a_I を所与とすれば

$$A_{a_{II}} \leq Y_I - (L + K + a_I + b + c) = A_a - a_I$$

となり、さらに a_{II} のうちにある任意の負担 a_{III} の負担能力は、それ以外の負担内容 a_{II}' を所与とすれば

$$A_{a_{III}} \leq Y_I - (L + K + a_I + a_{II}' + b + c) = A_{a_{II}} - a_{II}' = A_a - (a_I + a_{II}')$$

となる。なお上式における等号は最大限の負担能力、負担能力限度額を示す。

次に A_a と同様に、農家全体の負担内容 a 、生産部門の負担内容 c を所与として農業経営全体の負担内容 $b(=b_I+b_{II})$ の負担能力 A_b を示すことができよう。しかし、負担内容 b の場合、農家経済全体で負担する家族労働力維持費と負担内容 a とをどのような割合で農業経営に負担させるかが問題となる。質的な差などから農業投下労働量の計測が非常に困難な状況にあって、その維持費を農家所得 Y_I に占める農業所得 Y_2 の割合で配分する能力説の基本原則の応用は、便法として最もふさわしいものであろう。すなわち $A_b, A_{b_{II}}, A_{b_{III}}$ は A_a の場合と同様に次式で示される。

$$A_b \leq Y_2 - \left(\frac{Y_2}{Y_I} \cdot L + \frac{Y_2}{Y_I} \cdot a + K + c \right)$$

$$A_{b_{II}} \leq Y_2 - \left(\frac{Y_2}{Y_I} \cdot L + \frac{Y_2}{Y_I} \cdot a + K + b_I + c \right) = A_b - b_I$$

$$A_{b_{III}} \leq Y_2 - \left(\frac{Y_2}{Y_I} \cdot L + \frac{Y_2}{Y_I} \cdot a + K + b_I + b_{II}' + c \right) = A_b - (b_I + b_{II}')$$

さらに、負担内容 a, b を所与として生産部門での負担内容 $c(=c_I+c_{II})$ の負担能力 A_c を示すとき、生産部門における農業資本維持費をどのようにして求めるかが問題となる。便法として家族労働力の維持費の場合による方法を考えることもできるが、一般に農業経営の各生産部門の資本投下量や資本収益力は異なっており、部門資本は部門所得とは対応しない。それゆえその部門資本を計測して、さらにその維持費を求める必要がある。部門資本計測に関しては菊地氏らの論稿¹⁶⁾に俟つとしてここでは詳述しない。

いま二生産部門からなる農業経営を仮定して、その部門所得を $R_1, R_2(Y_2 = R_1 + R_2)$ 、部門資本を $K_1, K_2(K = K_1 + K_2)$ とする。さらに第一生産部門での負担内容を c_{I1}, c_{II1} とすると、第一生産部門の負担能力 A_{R_1} は次のように示される。

$$A_{R_1} \leq R_1 - \left(\frac{R_1}{Y_1} \cdot L + \frac{R_1}{Y_1} \cdot a + \frac{R_1}{Y_2} \cdot b + K_1 \right)$$

また負担内容 c_{T_1} の負担能力は A_{R_1} から不可分的強制的な負担内容である c_{T_1} を差し引くことによって得られる。

以上で考察したごとく、個別的負担能力指標は公共財の便益の不可分性、外部性という特質から呈示することができる。しかし最後に重要な「標準生活維持費」の計測の問題が残った。この問題は今日なお負担に関する中心課題である。すでにみたごとく負担現象は強制力行使の結果であり、農家経済力の強制的低下、収奪を意味している。それゆえ負担問題解決の過程は収納主体、農家など当事者や経済的側面のみに限定されず、社会的・政治的側面をも多分に含んだ、しかも最も現実的な過程である。時には、抵抗・闘争過程であったことは多くの歴史事実をみれば明らかである¹⁷⁾。その過程にあって、「標準生活維持費」とは常に農家経済の維持、労働力の再生産と資産の保全に関する費用と基本的に解されていたが、収納主体（支配者）と農家（被支配者）との間で、その計測の基準は全く異なったものであった¹⁸⁾。たとえば B. S. Rowtoryee は「標準生活維持費」を第一次貧乏をまぬがれる生活費であるとして、マーケット・バスケット方式でそれを算出している（1901）。また C. L. Engel は栄養学とエンゲルの法則による半物量方式でそれを算出している（1895）。これら初期の「標準生活維持費」の研究は労働者の肉体的な能率を維持するに足る賃金いわゆる最低限度の生活維持費・最低生活費の基準を求めることに重点があった¹⁹⁾といえよう。

このような歴史的経過の中から租税徴収の「負担平等の原則」が生まれ、「負担能力」原則をその内容として制度化（憲法13条、25条23項）されたといえよう。それは「負担能力」に応じた課税を意味しており、「負担能力」のない者に課税してはならないことを規定したものである。この条項は歴史的背景をもち国民の最低生活の保障を明文化したものであり、負担現象の基本的要件を示したものである。その可測性の問題とは次元を異にするものである。

それゆえ具体的な「家族労働力維持費」の計測の問題は、農家の「標準生活維持費」として基本的にどの程度のものを考えるか、短期で考えるか長期で考えるかによって、Silverman の言うごとく相対的、動態的な問題となる。「標準生活維持費」の計測に関する一般的具体的原則の発見は不可能である。それゆえ個別負担能力の計測にあたって「農家労働力維持費」は必要な具体的資料から帰納的に求められるべきである。それには Allen・Bowly にはじまる諸研究や課税最低限の算出（大蔵省）、生活保護基準の設定（厚生省）、要求賃金基準の算出（労働組合）など理論的生活費の研究業績、また「家計調査」（総理府）、「農家生計費統計」（農林省）など実態統計を十分利用すべきであろう。

最後に「農業資本維持費」の計測の問題に入ろう。農業資本維持とは再生産を常時可能にする実質的資本価値維持のことである。とくに、経常的減価に対する単なる補填としての正常償

却は、インフレーションなど貨幣価値変動期において資産の再取得を保証するものではない。それゆえ農業資本維持費は資産が耐用年数経過と同時に同一名目価値の資産を確保できる、従来の減価償却ではなくして、それから変更した特別償却（税法）によって算出された費用でなければならない。これは農業経営を永続体（going concern）として持続させるための必須費用である。

特別償却は耐用年数を短縮したり、政策的意図から初期の年度の償却率を高くするなどの方法であり、「固定資産の加速償却」と「棚卸資産の費用化としての後入先出法」を基本としている。しかし、後者は一般に在庫管理の必要性の少ない農業経営ではあまり重要ではなく、インフレーションなどの際の割増償却である前者が問題となる。また、実質資本維持は「安定価値会計（stabilized accounting）²⁰」の従来の取得原価に一般物価指数（安定価値基準）を乗じて修正原価を求めることによっても可能である。それゆえ、「農業資本維持費」は取得原価と一般物価指数で修正した修正原価を求めることと、その修正された固定資産について加速償却を実施することによって求められよう。

16) 参考文献〔16〕〔17〕参照。

17) 土地改良事業の負担をめぐる闘争の事例が紹介されている。参考文献〔18〕参照。

18) 全く卑近な例だが名作『七人の侍』（黒沢明監督 1954年）は毎年襲う野盗がやっとなら食えるだけ（肉体的最低生活費）しか残してゆかないことに村人の野武士への反抗の動機を求めている。

19) 参考文献〔19〕参照。

20) 参考文献〔20〕参照。

5 む す び

本稿はあくまでも負担能力の具体的な把握を中心に展開された。そのために計測できない概念、指標に代って便法を用いた。その意味で「負担能力」概念それ自体の考察に十分紙面をさけなかった。再言するまでもなく負担問題は現実問題であり、具体的指標の呈示が必要なのであり、その点で本稿は十分所期の目的を達したものと考えられる。

具体的な負担能力の計測・分析は別稿にゆずりたい。

参 考 文 献

- 〔1〕 舟場正富『現代日本の地方財政』新評論 1974年12月
- 〔2〕 西村正幸・箕浦格良『財政学』雄渾社 1965年4月
- 〔3〕 井藤半弥「応益課税との何か」『地方税』 1972年4月
- 〔4〕 井藤半弥『財政学』千倉書房
- 〔5〕 岡野行秀・根岸隆『公共経済学』有斐閣 1973年8月
- 〔6〕 山之内光躬・日向寺純雄『現代財政の基礎理論』税務経理協会 1973年6月

農業計算学研究 第9号

- [7] 井藤半弥『(新版) 租税原則学説の構造と生成』千倉書房 1969年7月
- [8] 土方成美『財政学の基礎概念』岩波書店 1923年12月
- [9] 汐見三郎『地方財政問題』日本評論社 1940年5月
- [10] H. A. Silverman『Taxation, Its Incidence and Effect』 1931年
- [11] 高木壽一『戦争財政の経済理論』北隆館 1943年8月
- [12] 井藤半弥『財政学研究』千倉書房 1950年8月
- [13] U. K. Hicks『Public Finance』 巽 博一・肥後和夫訳『U. K. ヒックス財政学』東洋経済新報社
1962年12月
- [14] 高橋長太郎「租税負担の分析」『日本の財政分析』春秋社 1958年3月
- [15] 一河秀洋『比較財政論』白桃書房 1975年1月
- [16] 菊地泰次「自計式農家経済簿に基づく部門資本計測の方法」『農業計算学研究』第2号 1968年2月
- [17] 大槻・桑原・菊地『農業簿記精説』富民協会 1972年7月
- [18] 上村恵一・西頭徳三「土地改良事業の展開と農家負担」三橋時雄編『戦後日本農業の史的展開』ミネ
ルヴァ書房 1970年3月
- [19] 坂本武人『生活構造と生活設計』法律文化社 1975年9月
- [20] 片野一郎「資本維持」『体系会計学辞典』ダイヤモンド社 1969年5月